

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和4年度 茨城港常陸那珂港区整備検討業務 - R4.9.8～R5.3.10 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.9.8	パシフィックコンサルタンツ(株)首都圏本社 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地	8013401001509	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	22,693,000	18,095,000	79.7%	
令和4年度 鹿島港外港地区整備検討業務 - R4.9.15～R5.3.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.9.15	日本海洋コンサルタント(株) 東京都港区芝浦三丁目7番9号	6010601028929	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	15,972,000	12,705,000	79.5%	
令和4年度 茨城港常陸那珂港区外港地区東防波堤本体工事 茨城港常陸那珂港区内 R4.9.20～R5.3.15 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.9.20	信幸建設(株) 東京都千代田区神田司町二丁目2番地7	1010001018642	一般競争入札 (総合評価)	193,160,000	177,100,000	91.7%	
令和4年度 鹿島港外港地区南防波堤被覆工事 茨城県神栖市深芝地先 R4.9.28～R5.2.7 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.9.28	三光建設(株) 茨城県鹿嶋市平井1350番地	1050001020207	一般競争入札 (総合評価)	14,498,000	13,838,000	95.4%	
令和4年度 鹿島港外港地区利用検討業務 - R4.10.19～R5.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.10.19	パシフィックコンサルタンツ(株)首都圏本社 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地	8013401001509	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	8,800,000	7,150,000	81.3%	
令和4年度 鹿島港外港地区中央防波堤付属施設被覆等工事 茨城県神栖市深芝地先 R4.11.7～R5.3.10 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.11.7	三光建設(株) 茨城県鹿嶋市平井1350番地	1050001020207	一般競争入札 (総合評価)	68,970,000	67,738,000	98.2%	
令和4年度 鹿島港外港地区南防波堤根固工事 茨城県神栖市深芝地先 R4.11.16～R5.2.28 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.11.16	三光建設(株) 茨城県鹿嶋市平井1350番地	1050001020207	一般競争入札 (総合評価)	31,493,000	29,238,000	92.8%	
令和4年度 鹿島港固定式ジブクレーン修繕工事(その3) 茨城県 鹿島港ケーソン打継場 R4.12.14～R6.1.31 機械設備工事	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.12.14	IHI運搬機械(株) 東京都中央区明石町8番1号	8010001036712	一般競争入札 (総合評価)	21,626,000	21,494,000	99.4%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和4年度 鹿島港北公共ふ頭地区整備検討業務 - R4.12.22～R5.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.12.22	日本海洋コンサルタント(株) 東京都港区芝浦三丁目7番9号	6010601028929	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	10,021,000	7,975,000	79.6%	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公 募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 数	備考
令和4年12月分該当無し										

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
建物賃貸借契約(中根宿舎) 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.4.1	個人	—	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-1のとおり	1,608,000	1,608,000	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.4.1	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	5,391,760	5,391,760	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.4.1	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	936,760	936,760	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.4.26	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	5,881,480	5,881,480	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.4.26	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	936,760	936,760	100.0%		
令和4年5月 該当無し										
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.6.1	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	6,306,520	6,306,520	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.6.1	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	936,760	936,730	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.6.24	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	6,306,520	6,306,520	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.6.24	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	936,760	936,760	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.7.28	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	6,306,520	6,306,520	100.0%		

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.7.28	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	809,160	809,160	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.8.29	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	5,919,100	5,919,100	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.8.29	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	809,160	809,160	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.9.30	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	5,340,060	5,340,060	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.9.30	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	809,160	809,160	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.10.27	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	5,340,060	5,340,060	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.10.27	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	1,129,260	1,129,260	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.11.29	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	3,531,880	3,531,880	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.11.29	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	2,444,640	2,444,640	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.12.27	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	3,400,760	3,400,760	100.0%		
土地賃貸借料 一式	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長 鹿島港湾・空港整備事務所 茨城県鹿嶋市粟生2254	R4.12.27	茨城県鹿島港湾事務所 茨城県神栖市東深芝13	2000020080004	予決令第99条第16号	2,213,860	2,213,860	100.0%		

令和 4 年度

関東地方整備局

随 意 契 約 理 由 書

件 名 建物賃貸借契約（中根宿舎）

本件は、下記の理由により、個人と随意契約したい。

記

本件は、鹿島港湾・空港整備事務所第二建設管理官室職員用の宿舎として使用している物件の賃貸借契約を行うものである。

当該物件については、大蔵省（当時）より承認を受け、平成 3 年度以来職員用宿舎として賃借してきたものであり、ひたちなか地区の宿舎戸数の不足及び災害時に初動活動を行う必要性があることから、やむを得ず賃貸借契約により対応しているところである。

また、財務省からの宿舎設置計画で宿舎として承認を受けた物件以外は新たに認められないことから、従来より賃借している物件を継続して使用することが条件とされており、競争の余地がない。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、同物件の所有者である個人と随意契約するものである。